

# 第七回日台アジア未来フォーラム

## 「台・日・韓における重要法制度の比較—憲法と民法を中心として」

### 企画書

《開催予定日》: 2017年5月20日(土曜日)

《開催場所》: 国立台北大学・民生キャンパス(台北市中山区民生東路三段67号)

《開催趣旨》

第七回日台アジア未来フォーラムは、法制史の観点から、東アジア諸国における憲法と民法に関する法制度の比較をテーマとする。

法領域のなかから、憲法と民法をピックアップした理由は、この二つの法律が我々の日常生活と緊密に関係する法であると共に、憲法は法領域のなかで、最も位階の高い法律であると言われており、憲法以外の法が憲法の規定に違反するとその法は無効となる。市民の基本的な権利を始めとして国家組織のあり方まで、国家の最も重要な事項の原則はすべて憲法に定められるといっても過言ではない。

また、民法は市民生活における市民相互の関係(財産関係と家族関係)を規定する法であり、民事法の領域の憲法とも言われる。すべての人間は、その一生において、必ず民法と関わることは言うまでもない。

今回のフォーラムでは、日本、韓国、台湾の法学者をお招きし憲法と民法から、それぞれ一つの重要な論点をピックアップして議論していただく予定である。

その論点の内容は次のようなものである。

#### 一 憲法

第一セクションでは、憲法を研究対象とする。民法とは対照的に憲法や憲政主義が日本明治維新の後、東アジア諸国に導入されたが、真に人権保障という役割と政治の在位者を制御させるという役割を果たすことができたのは、第二次世界大戦後のことであった。とは言え、過去の70年間の努力で日本、韓国ないし台湾の憲政主義の運行により実のある成果があったことは間違いない。ただ、より正確に言うと、現在の憲政制度には、さらに研究すべき論点や議題がある。重要な問題の一つは、国会制度である。現在の日本、韓国および台湾の国会制度を比較し考察すると、少なくとも次のような三つの論点を探求する価値があると思える。

第一は、日本、韓国ないし台湾の権力分立制度がそれぞれ異なっている。すなわち、内閣制と半大統領制が採用されている。このことを前提として議論されるべき問題は、異なった権力体制のもとで国会はどのような機能を持ち得るのか、あるいはどのような役割が果たし得るかということである。第二は、両院制あるいは一院制の問題に関わるものである。そのなか、台湾が一院制を採用するの

に対して、日本と韓国は二院制を採用している。台湾にとって考えるべきは、二院制を採用する必要があるか否かということである。第三は、議員の数と選挙の仕方に関わる問題である。そのなかで、特に選挙の方式について、かつて台湾と日本が同様に大選挙区制を採用し、ある選挙区において、二名以上の議員を選ぶことができた。しかしながら、現在、両国とも単一選挙区制を採用しているため、各選挙区では一名の議員しか選ばれず、一方で比例代表制も採用している。このような改革により過去の欠点が補われたかどうかを検討されるべきである。

## 二 民法

第二セクションでは民法の論点を検討する。

ナポレオン民法法典は 19 世紀初頭に制定され、大陸法系における最も重要な法典であるとされる。東アジア諸国の民法法典はヨーロッパ大陸の民法法典を継受する一方で、日本法の影響もある程度受けていた。日本の民法法典が制定されたときにフランス民法法典だけは正式に施行されていたが、多くの国の民法法典に影響を与えたドイツ民法法典及びスイス債務法は未だに施行されていなかった。

それにもかかわらず、ドイツ民法法典ないしスイス債務法は東アジア諸国の民法法典の参考とされた。したがって、台湾と韓国の民法法典は日本の民法法典と比べて、かなりの相違点がある。そのなかの重要な相違点の一つは、民商二法分立あるいは民商二法統一という点である。すなわち、これは民法法典と商法法典を統一化すべきか否かという議論である。

簡単に言うと、日本民法は民商二法分立を採用するが、台湾民法は民商二法統一を採用している。このような立法上の差異を前提とした上で、以下の二つの論点を議論することは価値があると思われる。第一は、台湾の民法法典が日本の民法法典より遅れて制定したにもかかわらず、何故日本民法法典と同様な立場を採用しなかったのか。その理由はフランス民法法典による影響の程度が異なることにあるのだろうか。第二は、このような相違が文化環境や背景がある程度似ている二つの国にどのような影響を与えたか、ということである。第三は、商業活動を促進させる観点から、東アジア諸国にとって民商二法分立あるいは民商二法統一のどちらが優れているか、ということである。

これらの問題について比較法の研究を通じて解明する必要がある。日本、韓国と台湾の法学者をお招きして、それぞれの国の法制定の過程や法施行の状況について報告していただく。

二つのセクションを通じて、日本、韓国と台湾における上記の民法ないし憲法の論点について、お互いの相違点を見出し、お互いに自らの国の法制度の改正に示唆を得ることができると期待する。